

(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 特 許 公 報 (B 2)

(11) 特許番号

特許第3142367号
(P3142367)

(45) 発行日 平成13年3月7日(2001.3.7)

(24) 登録日 平成12年12月22日(2000.12.22)

(51) Int.Cl. ⁷	識別記号	F I
G 0 7 G 1/12	3 2 1	G 0 7 G 1/12 3 2 1 M
G 0 6 F 17/60		G 0 6 F 15/21 3 1 0 Z

請求項の数 2 (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願平4-126426	(73) 特許権者	000005223 富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
(22) 出願日	平成4年5月19日(1992.5.19)	(72) 発明者	山岸 竜昭 神奈川県川崎市中原区上小田中1015番地 富士通株式会社内
(65) 公開番号	特開平5-325033	(74) 代理人	100074099 弁理士 大菅 義之 (外1名)
(43) 公開日	平成5年12月10日(1993.12.10)	審査官	種子 浩明
審査請求日	平成11年4月16日(1999.4.16)	(56) 参考文献	特開 平5-166067 (J P , A) 特開 平3-100893 (J P , A) 特開 昭63-133287 (J P , A)

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 割引クーポン券発行方法及び装置

1

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】 拡販すべき特定商品に対して同一種類でかつメーカーの異なる競合商品を顧客が購入したとき、上記特定商品の割引クーポン券を上記顧客に発行する割引クーポン券発行方法において、

販売すべき各商品の単品コードに対応した部門コード、品名、単価及びその商品が上記競合商品であるか否かを示す識別フラグを各商品毎に格納しておき、

上記競合商品であることを示す識別フラグに対応した番号である割引クーポン券番号毎に、割引に関する情報である割引情報を格納しておき、

顧客の購入した商品が上記競合商品であるか否かを、上記識別フラグに基づき識別し、

顧客の購入した商品が上記競合商品であると識別された場合には、上記競合商品であることを示す上記識別フラ

2

グに対応した上記割引クーポン券番号を格納し、すべての購入商品の登録終了後、上記格納された割引情報の中から、上記格納された割引クーポン券番号に対応する割引情報を読み出して、顧客の購入商品に関する売上げ明細部の後の割引情報印字部にその割引情報を印字して、この割引情報印字部を上記特定商品の割引クーポン券部とし、これら売上げ明細部と割引クーポン券部を一枚のレシートとして発行することを特徴とした割引クーポン券発行方法。

10 【請求項2】 拡販すべき特定商品に対して同一種類でかつメーカーの異なる競合商品を購入した顧客に、上記特定商品の割引クーポン券を発行するPOS端末装置において、販売すべき各商品の単品コードに対応した部門コード、品名、単価、及びその商品が上記競合商品であるか否か

を示す識別フラグを各商品毎に格納する商品情報格納手段と、

上記競合商品であることを示す上記識別フラグに対応した番号である割引クーポン券番号毎に、該割引クーポン券番号に対応する割引対象の特定商品名とその割引情報とを含む割引クーポン券発行情報を格納する割引クーポン券発行情報格納手段と、

顧客の購入した商品が上記競合商品であるか否かを、上記商品情報格納手段に格納された上記識別フラグに基づき識別する競合商品識別手段と、

顧客の購入した商品が上記競合商品であると上記競合商品識別手段により識別された場合には、その競合商品であることを示す上記識別フラグに対応した割引クーポン券番号を格納する割引クーポン券番号格納手段と、

すべての購入商品の登録終了後、上記割引クーポン券発行情報格納手段から、上記割引クーポン券番号格納手段に格納されている割引クーポン券番号に対応する割引クーポン券発行情報を読み出して、この割引クーポン券発行情報を、顧客の購入商品に関する売り上げ明細部の後に割引クーポン券部として印字して、これら売り上げ明細部と割引クーポン券部を一枚のレシートとして発行するレシート発行手段と、

を備えることを特徴としたPOS端末装置。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【産業上の利用分野】本発明は、顧客の購入品清算時に、拡販したい特定商品の割引クーポン券を発行し、次回以降の利用時にその商品の購入を促すようにした販売促進用の割引クーポン券発行方式に関する。

【0002】

【従来の技術】小売業における拡販手段の1つとして割引クーポン券がある。これはその店にとって重点的に売りたいある特定の商品（以下これを重点商品という）の売り上げを伸ばすために、例えば、その重点商品に競合する商品（以下これを競合商品という）を顧客が購入すると、重点商品の割引クーポン券をその顧客に渡し、次回利用時に重点商品の購入を促すようにするというものである。

【0003】ところで、上記競合商品というのは、例えば重点商品があるメーカーのAというカップメンであるとすると、それに競合する他のメーカーのBというカップメンというように、同一種類の商品であってもメーカーの異なる商品のことであり、売り上げを伸ばしたい重点商品に対する他の類似した商品を指している。

【0004】このような競合商品を顧客が購入すると、店員はその購入商品が重点商品に対する競合商品であると判断して、前記したようにその重点商品の割引クーポン券を顧客に渡すことにより、重点商品の購入を促して重点商品の拡販を図る販促手段においては、従来では、上記割引クーポン券を別に印刷して用意しておき、店員

の判断で顧客に渡すようにしているのが一般的である。

【0005】

【発明が解決しようとする課題】しかしながら、スーパーストアのようにセルフチェックアウト方式（顧客が購入商品をレジカウンタまで持参してチェッカにより清算を行う方式）においては、チェッカと顧客との間のやりとりをなるべく少なくすることが客さばきの効率の面から望まれる。

【0006】すなわち、前記したように競合商品を顧客が購入した場合、チェッカはその商品が競合商品であるか否かを判断し、競合商品であれば、それに対応する重点商品の割引クーポンを顧客に渡すというような作業をする必要があるが、レジカウンタの混雑するスーパーストアなどでは、このような作業を各顧客毎に行うのは客さばきの効率が悪く、レジカウンタの混雑をさらにひどくする問題があった。

【0007】本発明は割引クーポン券発行の省力化、発行経費の節減、さらにスーパーストアなどのセルフチェックアウト方式の店舗においてもこの種の販促方式を容易に採用できる割引クーポン券発行方式を実現することを目的としている。

【0008】

【課題を解決するための手段】図1は本発明の原理を説明するブロック図であり、POS（Point of Sales）端末の要部を示すものである。同図において、スキャナ1は各商品に付加されたバーコード（JAN（Japan Article Number）などによる単品コードで、通常は13桁で構成される）を読み取るもので、各レジカウンタに立つチェッカが顧客の購入した1つ1つの商品に付加されたバーコードを読み取り部に対面させることにより、そのバーコードの読み取りが行われる。

【0009】商品情報格納手段であるPLU（Price Look Up）マスタ2は、上記各商品のバーコードに対応した価格検索を行うためのもので、具体的には各商品の単品コードに対応して部門コード、品名、単価、及び、この商品が前記した重点商品（拡販すべき特定商品）に対する競合商品（同一種類でかつメーカーの異なる競合商品）であるか否かを示す識別フラグなどが各商品毎に格納されている。この識別フラグは、例えば「00」の場合は競合商品でないことを示し、「01」、「02」、「03」、・・・の場合は、競合商品であることを示している。

【0010】割引クーポン券発行情報格納手段である割引クーポン券発行情報テーブル3は、割引クーポン券発行に関する情報が格納されるもので、その情報としては、上記PLUマスタ2の識別フラグに対応する割引クーポン券番号毎に、割引対象の重点商品名とその割引情報（例えば割引内容や有効期限等）などを格納している。

【0011】割引クーポン券番号格納部4は、スキャナ

1で読み取られた商品が競合商品であった場合（PLUマスタ2の識別フラグにより判定）に、その識別フラグに対応する割引クーポン券番号（例えば識別フラグが「01」であれば「01」番）を一時的に格納するものである。

【0012】上記各構成要素の他に、購入商品の単価を累計した累計値を格納する累計値格納部5、上記PLUマスタ2、割引クーポン券発行情報テーブル3、累計値格納部5などに格納された情報を基にレシート発行を行うレシート発行部6、全体の制御を行う制御部7などを有している。

【0013】

【作用】購入した商品を顧客がレジカウンタへ持参すると、チェッカは各々の商品に設けられたバーコードをスキャナ1に読み込ませることにより商品登録を行う。制御部7はスキャナ1から読み取ったデータを受けると、PLUマスタ2を参照する。このとき、その読み取ったデータからその単品コードに対応する部門コード、品名、単価を得るといような通常のレシート発行操作が行われるが、ここではさらに識別フラグの判定が行われ、この識別フラグが「00」以外であるときに割引クーポン券の発行操作が行われる。

【0014】すなわち、PLUマスタ2の識別フラグは、競合商品に対しては、その競合商品の単品コードに対応する識別フラグが「00」以外のフラグ（例えば「01」）に予め設定されている。これにより、顧客の購入した商品のバーコードがスキャナ1で読み込まれることにより、PLUマスタ2の識別フラグが検索されてその商品が競合商品であるか否かの判定が自動的に行われる。従ってチェッカは各商品が割引クーポン券を発行すべき競合商品であるか否かを全く意識することなく登録業務を行えば良い。

【0015】このようにして購入商品の登録を1点1点行い、各購入商品毎にPLUマスタ2が検索されるが、ある購入商品によるPLUマスタ2の検索において、識別フラグが「01」であったとすると、この「01」に対応する割引クーポン券番号が割引クーポン券番号格納部4に格納される。

【0016】そして、顧客の購入した全商品のデータ収集が終了すると、合計の全額などの売上明細が印字される。その後、上記割引クーポン券番号格納部4に格納された割引クーポン券番号が検索され、格納されている割引クーポン券番号（ここでは「01」）に対応する割引クーポン券発行情報テーブル3の内容（割り引き対象である重点商品名、割り引き内容、有効期限など）が読み出される。これらの情報は上記購入商品の売上明細の後に続けて印字される。

【0017】図2はこのようにしてプリントアウトされたレシートを示すもので、売り上げ明細部11と割引クーポン券部12から成り、売り上げ明細部11は、店

名、日付などの後に部門コード、品名、単価が印字された後、合計金額、釣り全額などが印字される。そして、その後に続けて割引クーポン券部12として、割り引き対象となる重点商品名、割り引き内容、有効期限などが印字され、ここまでがその顧客のレシートとしてプリントアウトされて、顧客に渡される。

【0018】このように、顧客の購入した商品の中に競合商品があると、自動的にそれを判別して、重点商品の割引クーポン券がレシート上に印刷される。

【0019】

【実施例】次に本発明の具体的な実施例について説明する。図1で示したPLUマスタ2の内容としては前記したように、商品個別のコードである単品コード、分類などを示す部門コード、品名、単価、識別フラグが格納されている。その具体例としては、図3に示すように商品個別の単品コード（通常13桁）、部門コードの後に例えば品名として「マイルドセブン」その単価「220」、また品名として「カップラーメンB」その単価「150」などというような情報が格納され、さらにその商品が重点商品に対する競合商品であるか否かを示す識別フラグが書き込まれている。競合商品でない場合は、この識別フラグは「00」とし、競合商品である場合は、例えば「01」、「02」・・・などとする。ここでは、重点商品があるメーカーのカップラーメンAとし、このカップラーメンAに対する競合商品であるカップラーメンBに対応する識別フラグとして「01」を書き込んでおくものとする。

【0020】また、図1で示した割引クーポン券発行情報テーブル3の具体的な内容としては図4に示すように、割引クーポン券番号として上記識別フラグに対応する番号、つまりこの場合、割引クーポン券番号として「01」、券名称として「割引クーポン券」、品名（重点商品名）として「カップラーメンA」、割り引き内容（割引率が割引額かのいずれか）として割引率（例えば5%の割引率とする）で示す場合は割引率として「5.0」、有効期限として例えば1992年2月10日までであれば「92.02.10」といような割引情報を書き込んでおく。なお上記割り引き内容として割引額で示す場合は例えば割引額が10円の場合、割引額として「10」が書き込まれる。

【0021】次に図5のフローチャートを参照しながら具体的な処理手順を説明する。顧客が購入したいいくつかの商品は、チェッカにより一点一点、各商品に付加されたバーコードをスキャナ1に読み込ませることにより登録される。まず、ある商品をスキャナ1に読み込ませると（処理S1）、制御部7はPLUマスタ2からその商品の単品コードに基づく部門コード、品名、単価、識別フラグを検索する（処理S2）。ここで、商品がタバコのマイルドセブンである場合には、品名として「マイルドセブン」、単価として「220」、識別フラグ「0

0」が検索される。この場合、マイルドセブンは重点商品（カップラーメンA）の競合商品ではないので識別フラグは「00」となっている。

【0022】次に制御部7はPLUMASTA2からの検索内容から、識別フラグが「00」であるか否かの判断を行い（処理S3）、この場合、「00」であるので商品登録処理、つまり、部門コード、品名、単価などの印字処理（処理S5）を行う。ここで購入商品すべての登録が終了してなければ（処理S6）、次の商品のスキャン操作に移る（処理S1）が、この商品が競合商品のカップラーメンBであるとすると、この商品がスキャンされることにより、制御部7がPLUMASTA2を検索することによって、その商品の単品コードから、品名が「カップラーメンB」、単価が「150」、識別フラグが「01」であることが検索される（処理S2）。この場合、識別フラグが「00」でないので（処理S3）、制御部7は上記識別フラグに対応する番号を割引クーポン券番号として割引クーポン券番号格納部4に格納（処理S4）したのち、その商品の登録処理、つまり部門コード、品名、単価などの印字を行うとともにその単価の累計を行う（処理S5）。なお、その累計値は累計値格納部5に格納される。

【0023】このようにして、次々と商品登録を行い、全ての購入商品の登録が終了すると（処理S6）、登録終了処理として制御部7が上記累計値格納部5に格納された累計値を読み出してその累計値をトータル値としてトータル印字を行う（処理S7）。

【0024】次に制御部7は割引クーポン券番号格納部4に、割引クーポン券番号が格納されているか否かの判定を行い（処理S8）、割引クーポン券番号が格納されていなければ、上記トータル印字されたものを通常のレシートとしてプリントアウトしてすべての処理を終了するが、割引クーポン券番号が格納されていれば、割引クーポン券発行情報テーブル3の検索を行う（処理S9）。この場合、割引クーポン券番号格納部4には「01」の割引クーポン券番号が格納されているので、割引クーポン券発行情報テーブル3からは、図4に示すように、「01」に対応する情報が読み出される。つまり、券名称としては「割引クーポン券」、商品名としては「カップラーメンA」、割引率としては「5.0」、有効期限としては「92.02.10」という情報が読み出される。そしてこれらの情報の編集を行い（処理S10）、上記トータル印字された印字内容の後に続いて割引クーポン券情報が印字され（処理S11）、図6で示すようなレシートが発行される。この図6で示すレシートは、顧客の購入した全商品の通常の売上明細部（各品目毎の単価、合計金額、釣銭金額、その他日付けや店名など）21の後に、重点商品であるカップラーメンAの割引クーポン券部22が続けて印字されたものとなっている。

【0025】チェッカはこのレシートを顧客に対して釣

銭などと一緒に渡すが、この操作は通常のレシートを渡すのと同じ操作で良い。したがって、チェッカは顧客の購入商品の内容について何等意識することなく通常の登録操作を行うだけで良いことから円滑な業務処理を維持することができる。

【0026】一方、図6に示すようなレシートを渡された顧客は、レシートに割引クーポン券が付いていることから、次回にこの店を利用したとき、カップラーメンを購入する際は、この割引クーポン券を使用して表示されている商品（この場合はカップラーメンA）を購入する確率は高いものとなり、重点商品の拡販に寄与できる。

【0027】なお、上記実施例では重点商品が1品目の場合について説明したが、複数の場合でも同様に実現できる。この場合、各重点商品に対応する各競合商品の識別フラグを「01」、「02」、「03」・・・というようにしてこれら各識別フラグに対応して割引クーポン券発行情報（商品名、割引率または割引額、有効期限）を割引クーポン券発行情報テーブル3に格納しておけば良い。またこれら割引クーポン券発行情報の削除、変更、追加などは情報テーブル3の内容を書き換えることで容易に行えることは勿論である。

【0028】

【発明の効果】本発明によれば、特に拡販したい特定商品に対する競合商品を顧客が購入したとき、その拡販したい特定商品の割引クーポン券を顧客に渡すことで、ある特定商品の拡販を図る販促手段における割引クーポン券発行方式において、上記競合商品を顧客が購入すると、清算時に自動的にレシート上に拡販すべき特定商品の割引クーポン券を印字するようにしたので、この種の販促手段を実現しにくいスーパーストアなどにおいても、レジカウンタでの客さばきに何等影響を与えずに割引クーポン券を顧客に渡すことができ、また、割引クーポン券として別に印刷する必要もないので、印刷費用の節減を図れ、割引クーポン券の内容変更も容易に行えることから有効期限管理などが適切に行え、クーポン券が余るといった無駄もなくすることができるなどの効果が得られる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明原理を説明するPOS端末の要部システム構成図である。

【図2】本発明原理によりプリントアウトされたレシートの一例を示す図である。

【図3】本発明の一実施例によるPLUMASTAの情報格納例を示す図である。

【図4】同実施例によるクーポン券発行情報テーブルの情報格納例を示す図である。

【図5】同実施例の処理動作を説明するフローチャートである。

【図6】同実施例によりプリントアウトされたレシートの具体例を示す図である。

- 【符号の説明】
- 1 スキャナ
 - 2 PLUマスタ

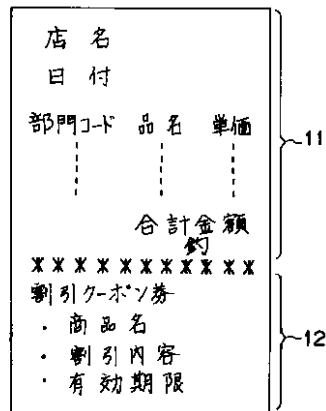
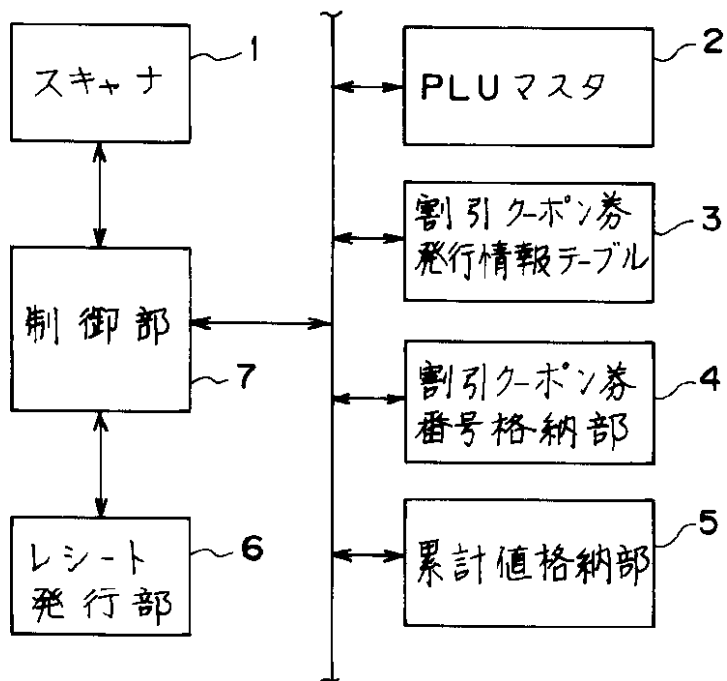
- * 3 割引クーポン券発行情報テーブル
- 4 割引クーポン券番号格納部
- * 5 累計値格納部

【図1】

【図2】

本発明原理を説明するPOS端末の要部構成図

本発明原理によるプリントアウトレシートの例を示す図



【図3】

【図4】

PLUマスタの情報格納例を示す図

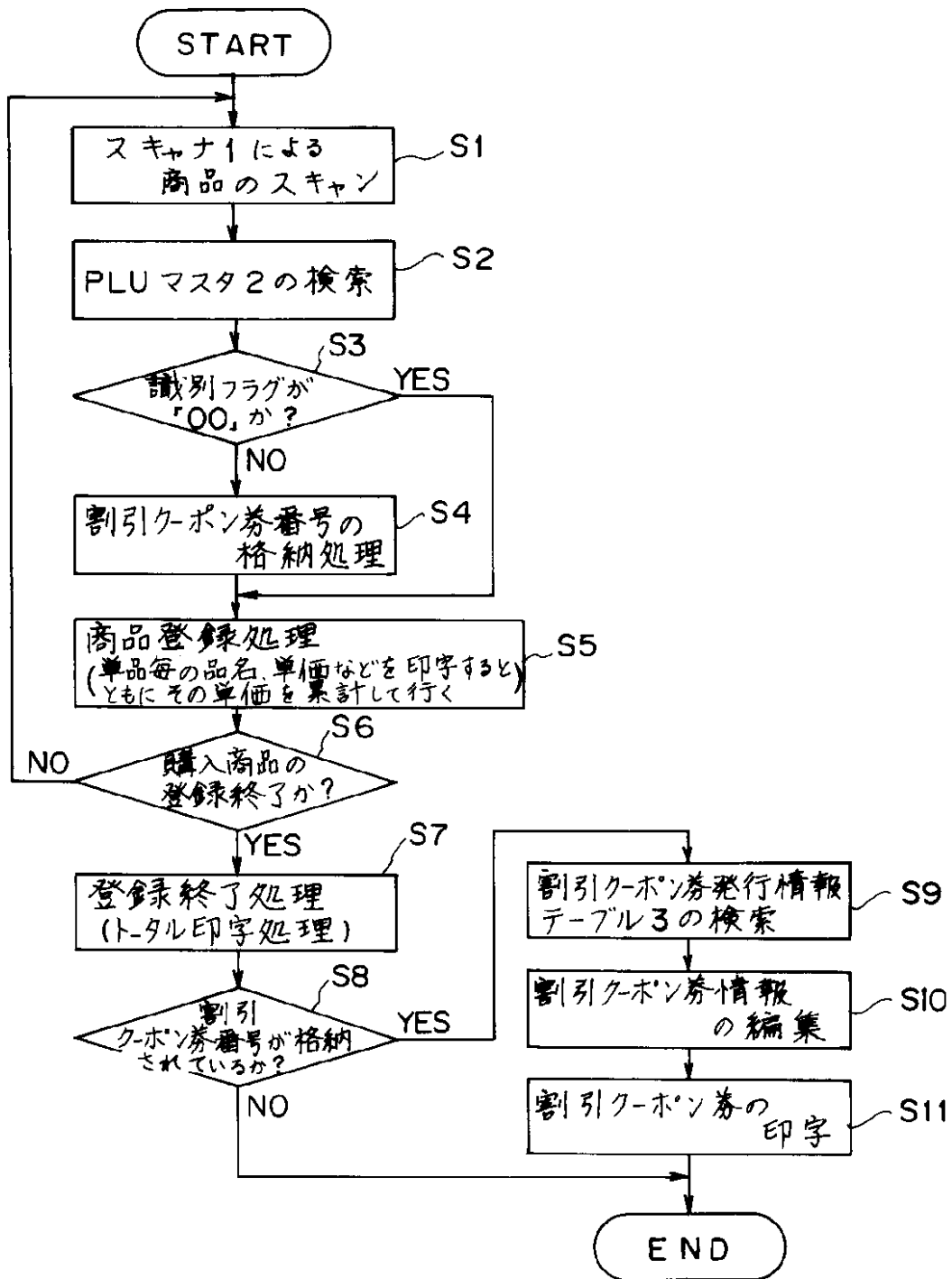
割引クーポン券発行情報テーブルの情報格納例を示す図

単品コード	部門コード	品名	単価	識別フラグ
4970090411030	034	マイルドセブン	220	00
4968249343394	056	カップラーメンB	150	01
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

割引クーポン券番号	割引クーポン券発行情報				
	券名称	品名	割引率	割引額	有効期限
01	割引クーポン券	カップラーメンA	5.0	0	92.02.10
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

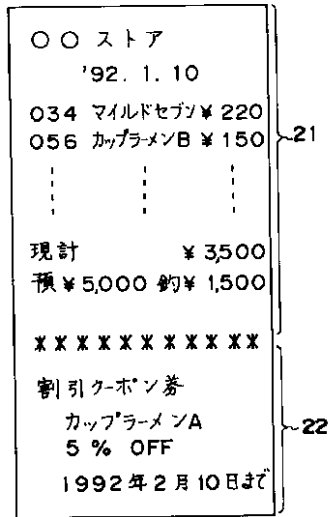
【図5】

実施例の処理動作を説明するフローチャート



【図6】

実施例によるプリントアウトレシートの具体例を示す図



フロントページの続き

(58)調査した分野(Int.Cl.⁷, DB名)

- G07G 1/00 - 5/00
- G06F 17/00
- G06F 19/00
- G06F 17/60